

京都市告示第 452 号

昭和63年9月1日付け京都市告示第142号(河川法による河川工事の施行)は、
廃止します。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

参考

昭和63年9月1日付け京都市告示第142号(平成10年6月25日付け京都市
告示第162号により一部変更)

1 河川の名称及び区間

名 称	区 間		
	上 流 端	下 流 端	延 長
有栖川	京都市右京区梅津坂本町 28 番 地の 6 地先の坂本橋	桂川への合流点	1,070m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成20年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)